

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市小中学校PTA連合会活動事業補助金
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	小中学校PTA連合会の円滑な活動の支援を図るために、小中学校PTA連合会の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	佐渡市小中学校PTA連合会
補助対象経費	報償費（講師謝礼）、旅費（普通旅費及び費用弁償）、需用費（消耗品費、燃料費、食料費（茶菓に限る。）及び印刷製本費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料及び賃借料（物品賃借料、使用料及び入場料）、負担金（負担金及び大会参加費）
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	10万円（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	教育支援事業来場者数 1,000人 ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 団体に通知
事業担当（担当部署）	社会教育課
（電話番号）	0259-58-7356